

## 働くときの保育事情

### 子どもの預け先と保育料をしっかりと調べよう

再就職をするにあたり、まず最初に考えておかなければいけないのが子どもの預け先とかかる費用です。近くに子どもを預かってくれる親や親族などがいればお願いすることもできますが、一般的に、未就学児は保育施設等と幼稚園に、小学生は学童クラブに預けることとなります。いずれも定員があり、希望すれば必ずしも預けられるわけではないので、早いうちから通いやすい近隣の施設の状態を調べておくことが大切です。

西東京市の保育園の場合、令和元年10月より幼児教育・保育が無償化され、3歳児から5歳児クラスの利用者負担(保育料)は無料で、給食費のみ支払います(金額や徴収方法は施設によって異なる)。0歳児から2歳児クラスの利用者負担(保育料)は保護者の市民税の所得割額で年度ごとに決められ、月額0円〜7万3200円まで、世帯収入によってかな

り大きな差がでます。なお、未就学児が複数いる世帯では、利用者負担額が軽減されます。

預かってもらえる時間は施設によって異なり、また基本保育時間外に利用する場合は、別途延長保育料がかかります。

学童クラブは、一般的に小学4年生までの児童を下校時から午後6時まで、小学校休業日は午前8時30分から午後6時まで、預かってもらう施設です。西東京市の学童クラブの利用料は月額7千円(育成料6千円、間食費千円)。同一世帯で学童クラブに在籍する児童が二人以上の場合、二人目以降の児童は一人あたりの育成料が半額になります。

民間が運営している学童クラブでは、一口指導員の昼食弁当サービスや午後6時以降の時間延長(有料)など、施設によって特徴があるので、ご家庭にあった学童クラブを探してみるとよいでしょう。

詳細は、西東京市のホームページをご覧ください。

## 自分に合った働き方を探そう

### 正社員・パート・自営業など自分に合った働き方は？

再就職では、勤務時間・勤務地・収入などの条件に合った職場を探すのが、自分がやりたいこと(職種)を第一に仕事を選ぶのが、優先順位によって働き方のスタイルもさまざま。

正社員は収入が安定しますが、勤務時間などに制約があったり、責任ある仕事を任されることで子どもが病気になっても休みにくいケースもあつたりします。パートやアルバイトだと、子どもを預けられる時間だけ働くことができます。しかし103万円などの年収の壁を考える必要があり、収入が思っていたより少なくなることも。自営業やフリーランスは、最も時間に融通が利き、仕事の内容によつては育児をしながら働くことも可能です。ただし収入が不安定になるリスクがあり、出産前にある程度の実績をついておかないと、再就職でいきなり稼げることは難しいかもしれません。

### 働き方をシフトチェンジして自分らしくキャリアアップ！

たとえば、子どもが小学校低学年までは育児最優先で、保育園や学童クラブを利用しつつ、まずはパートで社会復帰。中学、高校と手がかからなくなつて、自分の時間が増えていったら、フルタイム勤務の正社員として再就職する、といった働き方のステージを変えていく方法もあります。

育児をしながら勉強して、資格を取得しておけば、再就職のチャンスは広がり、キャリアアップにもつながります。30代後半から40代以降は、仕事中心にシフトチェンジをして、管理職を目指したり、起業したり、自分のやりたいことを実現させていくのもいいでしょう。

夢を叶えたい、やりがいの大きい仕事をしたい、お金を稼ぎたい、働く目的は人によって違います。自分らしい働き方を見つけて、自分の人生を満喫しましょう。

## 社会保険と税制控除の改正賢く働くポイント！



寺澤真奈美さん

プロフィール  
金融商品の販売をしないファイナンシャルプランナー、通信費見直しアドバイザー。息子2人の母親。西東京市在住17年。個別相談や企業研修をはじめ、コラム執筆、ラジオ・テレビなどのメディア出演など幅広く活動。

よく「扶養内で働く」と言われますが、正確には「税法上の扶養」と「社会保険上の扶養」の2つに分けられます。「税法上の扶養」とは、夫が妻を扶養していることで夫の収入に対する税金を軽減してもらえる制度です。妻の収入が(ダブルワークの場合は合算して)150万円までなら税金が軽減されます。「社会保険上の扶養」とは、夫の社会保険上の扶養(健康保険組合加入など)でいられる条件です。

### ◆2箇所の職場でパート掛け持ちでも扶養内で働けますか？

【ケース①】A社で年収70万円、B社で年収59万円、合算129万円。パート先での社会保険に加入する条件はどちらも満たしておらず、

### ◆夫の扶養から外れたら健康診断はどうなる？

夫の社会保険上の扶養でいられる条件は、夫の勤務先の健康保険組合が決めることであり、組合のルールによって異なるものの、見込み年130万円までなら扶養でいられる事が可能です。

もし、扶養から外れる場合は、妻の職場の社会保険に加入しているなら、そこで行われる健康診断を受診する。加入要件を満たさない場合は、国民健康保険などの健康診断を受診することになります。健康診断は、各健康保険者で内容や受ける場所、申込先、自己負担金も違いますので、扶養から外れるか外れないかのボーダーラインの場合、それぞれの特長をしっかりと比較検討してみてください。

### ◆社会保険に加入するメリットデメリット

社会保険に加入することで、厚生年金保険料や健康保険料の支払いが雇用者と折半になり、自己負担額が減りますので、実質半分の

夫の健康保険組合の扶養内条件は満たしています。この場合、住民税・所得税の負担はありますが、社会保険の負担はありません。

【ケース②】A社で年収110万円、B社で年収70万円、合算180万円。A社で社会保険に加入する条件を満たしている場合、夫の社会保険上の扶養から外れますので、A社に厚生年金と健康保険料の支払が発生します。

【ケース③】A社で年収90万円、B社で年収90万円、合算180万円。夫の社会保険上の扶養から外れますが、パート先での社会保険に加入する条件はどちらも満たしていないので、国民年金と国民健康保険に加入する必要があります。

支払いで済みます。一方、自営業や個人事業主の場合、国民年金や国民健康保険は全て自己負担での支払いとなります。厚生年金保険に加入することで老後の年金が増え、さらに社会保険に加入している期間が長いほど、将来上乘せされる年金額が増えます。要件を満たせば、傷病手当金や出産手当金、出産育児一時金等が受給できます。けがや病気で働けなくなった時の保障、出産後の休業手当など手厚い保障が得られる点はメリットと言えるでしょう。

また、社会保険加入で保障が手厚くなる分、現在加入中の医療保険・生命保険・損害保険などが不要になるかもしれません。働き方を変えた場合は、保険の見直しもセットで検討しましょう。

デメリットは、社会保険料を支払うため手取りが減ってしまうという点です。しかしその分手厚い保障が受けられ、将来の年金額が増えるため、決して損しているわけではありません、良いところにも注目していきましょう。